

1. 登下校

登校は8時30分までに教室に入り、下校は5時までに校門を出ること。5時以降の居残りや休日登校は担当の先生の許可を必要とします。

2. 欠席・遅刻

必ず保護者が担任の先生に連絡してください。

3. 飲酒・喫煙

20歳未満の飲酒・喫煙は法律で禁止されています。保護者や学校は制止する責任を負っています。

4. アルバイト

原則として禁止しています。アルバイトがきっかけで生活リズムをくずして家出をしたり、欠席・遅刻を繰り返したりするなど、学業が疎かになりかねません。本校でのアルバイトに対する考え方は次の通りです。

1. 高校生は学業が第一であり、青春の貴重な時間をアルバイトで浪費すべきではない。
2. 事故にあっても労災補償がない可能性が高い。
3. 安易に多額の金銭を手にして浪費癖をつける。
4. アルバイト期間中に飲酒・喫煙など好ましくない行為にはしりやすく、取り返しのつかないトラブルにまきこまれる危険がある。

やむを得ず、アルバイトをする場合は、事前に学校へ連絡のうえ、届出をして許可を受けてください。この場合も危険な仕事や風紀上好ましくないアルバイトは絶対しないでください。

8. 頭髪・服装

頭髪の染色、パーマは禁止しています。(ヘアアイロンやコテも含む) 服装・頭髪など身だしなみのくずれは、思わぬ誘惑を受けたり、生活を乱したりする原因となります。パーマ、毛染め、化粧、ピアスなど華やかな装飾は禁止しています。また、極端な頭髪も控えてください。

違反行為のあった者については、発見次第すぐに改善指導をおこないます。

9. 携帯電話・スマートフォン

本校では携帯電話・スマートフォンの学校での使用を禁止しています。

10. 単車・自動車

単車・自動車での通学は禁止しています。また、電動キックボード・ペダル付き電動機自転車等の通学も禁止しています。

11. 暴力行為・暴力的態度

一般社会でもそうですが、特に明白な目的意識を持ち、理性に基づいて集団生活を行う学校において、不当なことや不合理なことが、そのまままかり通ることは看過できません。暴力行為を絶対許すことはできません。

1. 教育を目的にする場において、指導・被指導の関係は当然であります。各個人の人格はいついかなる場合でも対等平等のはずです。規律も慣行も他人の人権を不当に侵さないという大前提の上に立って効果的に行わなければなりません。自己の意に添わないからといって、勝手気ままに感情に走って暴力を行使することは最大の人権侵害行為といえます。
2. また、自己の主張を手っ取り早く暴力的手段によって相手に認めさせ、相手を沈黙させたとしても、それは相手を心から納得させることは出来ないばかりか、暴力を行使した本人を退廃に導きます。
3. その上、暴力は、本来際限なくエスカレートしがちです。18歳で成人を迎える高校生がこれを行使した場合、本人たちも予期せぬ大変な結果をひき起こします。

従って、今後も暴力行為に対しては、理由の如何を問わず、厳しく対処していくつもりですが、とくに、上下の関係を得手勝手な理由とした一方的な暴力については、断固とした態度を堅持していくつもりです。

12. 自転車通学

自転車通学を希望する生徒は届出をして許可を受けてください。

許可を受けた生徒は、生徒指導部で、自転車許可ステッカーを受け取り、自転車に貼ってください。必ず指定場所に駐輪すること。(放出駅からの自転車通学は許可しません。) なお、自転車通学する場合は、登下校において交通ルールを厳守することはもちろん、本校では安全面を考え、8時25分までに登校することを指導していますので厳守してください。

ルールを厳守しない生徒については、自転車通学の許可を取り消します。

あわせて、自転車保険への加入が義務づけられています。事故に備えて様々な保険や保証がありますので、比較検討して加入してください。

※近年交通事故による死傷者は高い水準で推移しており、特に自転車搭乗中の事故については、20才以下の若年層の割合が高くなっています。また、治療費、賠償金額が高額になる事例もおこっています。

生徒の服装について

1. 通年遵守事項

- ① ボタンダウンシャツは第一ボタンまで閉じ、ネクタイ・リボンを着用すること。
また、シャツの裾を出して着用してはいけない。
※夏季ポロシャツを着用時はこの限りではない。
- ② ネクタイまたはリボンに関しては全員購入とし、式典関係の時は必ず紺色のネクタイ・リボンを着用すること。(入学式・卒業式・始業式・終業式)
※夏季の式典の際は、ポロシャツは不可。
- ③ スラックス、スカートについては任意で着用を選択できる。
- ④ 靴下(ハイソックス含)は白・黒・紺・グレーの無地(ワンポイント可)のものとする。
- ⑤ 靴については、華美でないものとする。また、かかとを踏んだりしないこと。
- ⑥ 「制服の変形」「ズボン、スカートの巻き上げ」「腰の位置まで降ろす穿き方(腰パン)」などの行為は禁止する。
- ⑦ 休日・長期休業中における登下校に関しても必ず制服を着用すること。
- ⑧ 何らかの理由で制服が着用できないときには担任または、生徒指導部に申し出ること。

2. 冬期遵守事項

- ① 制服(ブレザー)の下に着る防寒着についての規定
 - ・学校指定のセーターまたは、ベストを着用する。
 - ・指定セーター、ベスト以外の着用(トレーナーやパーカー類など)は、認めていない。
- ② 制服(ブレザー)の上に着る防寒着についての規定
 - ・防寒着は華美でないものを着用する。
 - ・午前8時30分から終礼終了時までの間は着用しない。
 - ・必ずブレザーを着用すること。
- ③ 女子に関する追加項目
 - ・パンスト・タイツの色は、黒・紺・肌色の無地とする。

3. 衣替えについて

- ・11月1日から4月30日までを冬期服装期間とする。
- ・上記の期間は必ずブレザーを着用する。